

【礼文町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	130	123	120	115	118
② 予備機を含む 整備上限台数	149	141	138	132	135
③ 整備台数 (予備機を除く)	0	123	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	123	0	0	0
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	102.5%	107.0%	104.2%
⑥ 予備機整備台数	0	18	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	18	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0.0%	14.6%	0.0%	0.0%	0.0%

<端末の整備・更新計画の考え方>

平成 30 年度に 20 台、令和元年度に 130 台（児童生徒 65 台・教員 65 台）、令和 2 年度（GIGA 第 1 期）に 95 台整備した児童生徒及び教員用端末について、令和 6 年度末で約 61%が 5 ヶ年を経過し、令和 7 年度末で全ての端末が 5 ヶ年を経過する端末であることから、令和 6 年度を各種協議及び調査年度として、令和 7 年度で児童生徒及び教員用端末の更新を行います。

<更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について>

○対象台数：245 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：10 台
- ・小型家電リサイクル法の認定業者に再使用・再資源化を委託：235 台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託：0 台
- ・その他：0 台

○端末のデータの消去方法

- ・自治体職委員が行う

・処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

- 令和 7 年度 処分事業者選定
- 令和 8 年度 4 月 新規購入端末の使用開始
- 令和 8 年度 4 月 使用済端末の再利用開始
- 令和 8 年度 8 月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

なし

（「⑤ 累積更新率」が令和 10 年度までに 100%に達しない場合は、その理由）